

◎新潟県告示第801号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	リハビリ・ホームひだまり	新潟県燕市杣木字居掛 478 番地	株式会社ひあたりケア	平成 25 年 6 月 1 日
通所介護 介護予防通所介護	萌気園通所介護ほのぼの	新潟県南魚沼市浦佐 330 番地 7	医療法人社団萌気会	平成 25 年 6 月 1 日
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームつばきの郷	新潟県見附市椿澤町 1825 番地 1	株式会社虹祐	平成 25 年 5 月 18 日